

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)
- 木材業者の登録(林務課)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
馬場 高志	鳥医第四、九八七号	平成六年七月一日
山本 知子	鳥業第八九七号	平成六年六月二十八日
山下 滋	鳥業第八九八号	平成六年七月四日
宮本 治枝	鳥業第八九九号	平成六年七月十一日

鳥取県告示第五百五十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九十九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成六年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社神薬堂	シンヤクドー境港店	境港市弥生町五一

鳥取県告示第五百六十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第

六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 米 木 第10号	登録年月日 平成6年 6月27日	住所又は所在地 米子市陰田町 678	氏名又は名称及び代表者の氏名 大山住宅有限公司 代表取締役 高橋 民雄
---------------------	------------------------	--------------------------	---

鳥取県告示第五百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、第二福守団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 土地区画整理事業の名称
第二福守団地土地区画整理事業
- 二 施行者の住所及び名称
鳥取市東町一丁目二七一
鳥取県住宅供給公社
理事長 西尾邑次
- 三 事業施行期間
全体期間 平成四年七月三十一日から平成七年三月三十一日まで

第一工区 平成四年七月三十一日から平成六年三月三十一日まで
第二工区 平成四年七月三十一日から平成七年三月三十一日まで
施行地区の区域

全体区域

倉吉市西福守町字宮地、字貝ヶ場及び字和田々、福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴エゴ並びに不入岡字鴨川の各一部（変更なし）

第一工区

倉吉市西福守町字宮地及び字貝ヶ場並びに不入岡字鴨川の各一部（変更なし）

第二工区

倉吉市西福守町字和田々並びに福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴エゴの各一部（変更なし）

部（変更なし）

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

平成四年七月三十一日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成六年七月十三日

選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

平成六年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成六年七月二十一日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題 1 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について

2 平成六年新成人研修会開催要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年七月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成六年七月二十二日(金) 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会

三 議題

- 1 鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部改正について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年七月十九日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	百姓一揆	ワルホン工業株式会社
々	ホールインワン	豊丸産業株式会社